

課		リ		設		校	
長		ー		計		合	
		ダ					
		ー					

~~設計書~~
仕様書

令和 7 年度 委 託

- 1 委 託 名 川越市立保育園給水施設清掃業務委託
- 2 委 託 場 所 川越市立中央保育園ほか15園
- 3 実 施 額 円（但し、委託価格 円）
- 4 変 更 実 施 額 円（但し、委託価格 円）
- 差 引 増 減 額 円

5 委託大要、起工・変更理由

委 託 の 大 要	川越市立保育園16園の受水槽及び高架水槽の清掃業務一式
委 託 理 由	安全かつ衛生的な給水を維持するため。
変更委託の大要	
変 更 理 由	

内 訳 書

名 称	形状寸法、規格	数 量	単 位	金 額	摘 要
川 越 市 立 保 育 園 給 水 施 設 清 掃 業 務 委 託					
給 水 施 設 清 掃 業 務		1	式		
消 費 税 相 当 額		1	式		
委 託 費					

川 越 市

内 訳 書

名 称	形状寸法、規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
中 央 保 育 園	受水槽	1	式			
仙 波 町 保 育 園	〃	1	式			
神 明 町 保 育 園	〃	1	式			
〃	高架水槽	1	式			
小 室 保 育 園	受水槽	1	式			
霞 ケ 関 保 育 園	〃	1	式			
名 細 保 育 園	〃	1	式			
大 東 保 育 園	〃	1	式			
脇 田 新 町 保 育 園	〃	1	式			
今 成 保 育 園	〃	1	式			
高 階 保 育 園	〃	1	式			

川 越 市

内 訳 書

名 称	形状寸法、規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
新 宿 町 保 育 園	受水槽	1	式			
〃	高架水槽	1	式			
名 細 第 二 保 育 園	受水槽	1	式			
〃	高架水槽	1	式			
高 階 第 二 保 育 園	受水槽	1	式			
〃	高架水槽	1	式			
高 階 第 三 保 育 園	受水槽	1	式			
南 古 谷 第 二 保 育 園	〃	1	式			
川 鶴 保 育 園	〃	1	式			
〃	高架水槽	1	式			
小 計						

川 越 市

川越市立保育園給水施設清掃業務委託仕様書

1 目的

この業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律並びに水道法及び同法施行規則の給水施設の維持管理基準に従って、建築物の環境衛生維持の状況を確認するとともに、常時安全かつ衛生的な給水を行うことを目的とする。

2 委託対象施設

名称 川越市立中央保育園ほか15園

場所 川越市小仙波町2丁目49番地11ほか別紙内訳のとおり

3 設備の内訳

別記のとおり

4 委託の期間及び回数

契約の日から令和8年3月27日まで

年1回

5 支払方法

完了払い

6 業務着手前の準備

受注者は、事前に設備の設置状況等を確認するとともに、清掃業務の着手にあたっては、業務の実施日時、断水時間等保育園の責任者（園長等）と十分な打合せの上、その指示に従い開始すること。

7 作業要領等

- (1) 受水槽内の沈積物質、浮遊物質、壁面の付着物質について、槽内清掃以前に点検し必要があれば資料をとる。
- (2) 揚水ポンプその他のポンプによって槽内の水を排水する、高架水槽から屋上の雨水用排水口を通して排水する場合は、排水口の清掃を十分実施すること。
- (3) ポンプ室、マンホール周囲、ふた等を清掃する。
- (4) 受水槽の水を20cm程度残してポンプを止め、その水にて天井、周壁、底部、槽内パイプその他を、用具、布等を用いて清掃する。その際、槽内ライニング、塗装等を傷つけてはならない。
- (5) フード弁、ボールタップ等機器類の内部点検と清掃、配管の錆落としをする。
- (6) 点検の結果、槽内の傷、錆等異常を発見したときは、係員に連絡し指示を受けること。
- (7) 内部の汚水及び沈殿物をポンプその他にて槽外へ排水する。
- (8) 内部を高圧洗浄材にて水洗し、その水を槽外へ排出する。これを2～3回繰り返す。
- (9) 槽内を50～100PPMの次亜塩素酸ナトリウム溶液で水洗する。30分経過後こ

れを排水する。これを2～3回繰り返す。その後は、人が槽内に入ることを禁ずる。

(10) 30分経過後に槽に清水を満たし、満水後槽内の水の残留塩素を測定し規定量以上であることを確認する。

(11) 高架水槽の清掃は、受水槽の清掃と同様の方法にて清掃消毒をする。

(12) 清掃後、受水槽の水を自動にて高架水槽に上げる。このとき、液面制御装置及び揚水ポンプ等の機能を点検する。

(13) 給水管末端の水栓を開き、十分に放流した後に、その水栓における残留塩素を測定し、規定量以上であることを確認する。

(14) 受水槽、高架水槽の蓋に施錠する。

(15) 水質検査用の採水をする。

(16) 清掃に使用した用具等を、清水をもって洗浄して片付ける。

8 点検時以外の故障等

清掃点検時以外に、発注者が設備の機能について異常を発見したときは、受注者は早急に出向いて適切な処置をとる。

9 注意事項

(1) 業務従事者は、作業に着手する前に石鹼で洗い、消毒液で消毒する。

(2) 槽内に入るときは、消毒済みのゴム長靴を履き、靴裏に金属、石等が付いていないことを確認する。また、消毒液の容量を槽入口に置く。

(3) 作業にあたっては、槽内の換気に十分注意を払い、そのために必要な能力構造を有する換気扇を必ず使用する。

(4) 作業に使用する照明、電力等の機器は電氣的に安全であるほか、枠に濡れて破損漏電等のおそれのないものを使用する。また、そのコードは無傷で十分な長さ及び電氣的容量を持つものを使用する。

10 負担区分

(1) 点検、清掃に要する機器、材料、消耗品等は受注者の負担とする。

(2) 点検、故障時に部品、材料等を要する場合は、あらかじめ発注者と協議し、発注者の負担とする。

11 服装

業務に従事する者は、受注者制定の衣服を着用し、原則として胸にはネームプレートを付けること。

12 業務従事者名簿

清掃、点検作業に従事する者は、法で定める資格を有する者を責任者とし、その旨を記した業務従事者名簿を提出すること。

※施設の防犯上、必要なため。

13 業務実施計画書

受注者は、年間又は月別の作業計画を定め、その作業計画表を提出し確認を受けること。

14 業務完了報告書

業務を完了したときは、そのつど係員立会いの上、検査を受け、次の書類を提出すること。

- (1) 受水槽及び高架水槽の清掃着手から完了までの工程ごとの写真
- (2) 給水施設清掃業務実施報告書（園長等の確認印のあるもの）
- (3) 委託業務実施報告書
- (4) 水質検査結果報告書

15 水質検査

清掃業務終了後、サンプルを取り水質検査を行う。なお、検査項目は、次の11項目とする。

- (1) 一般細菌
- (2) 大腸菌群
- (3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- (4) 塩素イオン
- (5) 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）
- (6) PH値
- (7) 臭気
- (8) 色度
- (9) 濁度
- (10) 味
- (11) 残留塩素

16 消費税

この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

17 再委託

本業務の一部を第三者に再委託する場合、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

川越市立保育園給水設備一覽

川越市保育課

No.	園名	受水槽容 (㎡)	設置方法	高架水槽容量 (㎡)	設置年	所在地	電話／FAX
1	中央	7.0	地上鋼板一体		S63	小仙波町2丁目49-11	222-2661
2	仙波町	8.0	地上鋼板一体		S61	仙波町2丁目21-19	222-2569
3	神明町	10.0	地上FRP一体	2.0	S53	神明町64-4	222-2776
4	小室	7.5	地上鋼板パネル		H3	大字小室309-2	242-2095
5	霞ヶ関	7.5	地上鋼板一体		H5	大字笠幡4036-4	231-0003
6	名細	5.5	地上鋼板一体		H16	大字鯨井1590-1	231-1967
7	大東	5.5	地上鋼板一体		H14	豊田本5丁目23-1	243-3210
8	脇田新町	5.5	地上鋼板一体		H11	脇田新町18-9	242-7564
9	今成	5.5	地上鋼板一体		H13	今成2丁目5-10	224-3371
10	高階	6.5	地上鋼板一体		H8	藤原町27-6	242-0266
11	新宿町	10.0	地上FRPパネル	3.0	H2	新宿町2丁目12-13	244-0987
12	名細第二	8.0	地上鋼板一体	3.0	H22	大字小堤662-1	232-6876
13	高階第二	7.5	地上FRPパネル	3.8	S52	大字寺尾190-1	245-6696
14	高階第三	8.0	地上鋼板一体		H24	砂新田1丁目19-2	246-5240
15	南古谷第二	6.0	地上鋼板一体		R4	大字牛子167-3	243-2767
16	川鶴	8.0	地上鋼板		S56	川鶴2丁目12-2	233-3017